

～法人番号の利活用に関する各種決定等～

1 官民データ活用推進基本法（平成二十八年十二月十四日号外法律第百三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2～4（略）

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、官民データ活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的條件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第十一条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2～3（略）

2 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日 閣議決定）（抜粋）

II 施策集

II-1-1(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第 10 条関係】

・ 法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携

企業情報（役員の変更等）の変更等に伴い、複数の行政機関（税務署、法務局等）に同様の届出が必要となるなどのコストを縮減。

上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、平成 30 年度上半期までに、バックオフィス連携の対象とする手続やシステムを特定するとともに、平成 32 年度までの目標値（手続数、縮減額等）等を定めた方針を策定し、それに基づき実施。

KPI（進捗）：行政機関等の中でバックオフィス連携している手続の数

KPI（効果）：バックオフィス連携によるコスト縮減額等

II-1-1(2) オープンデータの促進【基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】、データの円滑な流通の促進【基本法第 11 条第 3 項関係】

・ 地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進（P 4 6）

オープンデータに取組済の地方公共団体は 279 団体（平成 29 年 5 月現在）であり、全体の約 15%。今後、各地方公共団体のニーズも踏まえた更なる支援を行うことが必要。

従来の伝道師 33 の派遣等による支援に加え、平成 29 年中に地方公共団体が最低限公開することが望ましいデータセット・フォーマット標準例の提示や、都道府県・市町村官民データ活用推進計画の雛型への反映を行うとともに、地方公共団体職員等向けの試験環境の整備、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設などの支援を通じ、平成 32 年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率 100%を目標に推進。

これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：オープンデータに取り組む地方公共団体数

・ 法人情報の利活用促進（P 4 9）

法人情報に関するデータ連携を更に進めるためには、利活用ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充していくことが必要。

産業界との対話の場を通じて民間ニーズの高い法人情報（許認可情報、間接補助金の受託情報等）を特定するなど、平成 29 年度中に更なる法人インフォメーションの掲載情報拡充に向けた方針（将来的な効果やその目標を含む）を整理。平成 30 年までに 100 万件のデータ登録を目指す。更に、法人番号を活用しつつ、法人情報関連の政府システムとの API 連携を推進。

これらの取組を通じ、ビジネスにおける法人情報の利活用推進や、行政手続のデジタル化・簡素化等を図り、企業の生産性向上や新規ビジネスの創出を促進。

KPI（進捗）：法人インフォメーションへのデータ掲載数

3 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日 閣議決定）別表（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）（抜粋）

No.61 国・地方公共団体の所有する法人情報に係るデータへの法人番号併記の促進

国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しを進め、平成 30 年 1 月以降、原則、法人に係る情報を公開する際には法人番号を併記。

4 デジタル・ガバメント推進方針（平成 29 年5月 30 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）（抜粋）

第4章 デジタル・ガバメント推進方針

【方針2-1】データ流通を促進する環境の整備（P10）

- ・ 行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行う（オープンデータ・バイ・デザイン）。
- ・ 情報システム間でのデータ連携等、行政機関内外における行政データの円滑な流通を可能とするよう、データレイアウト、語彙、コード、文字等の標準化・共通化など、行政情報システムに係る規格の整備や相互運用性の確保に向けた取組を行う。
- ・ 今後、データ流通を促進する観点から、マイナンバー制度の活用を推進する。このため、新規にサービスを企画立案する、又は情報システムを更改する際にマイナンバー制度を用いた情報連携や、公的個人認証サービスの導入を検討する。加えて、マイナンバー制度の活用を前提として、各種申請等の手続及び様式等の見直しを進める。

5 デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年1月 16 日 eガバメント閣僚会議決定）（抜粋）

4 プラットフォーム改革

4.1 行政サービス、行政データ連携の推進

2) 行政保有データの100%オープン化（P29）

行政保有データの原則オープンデータ化を徹底し、データを活用したイノベーションや新ビジネスの創出を後押しする。（略）

6 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

4) 地方公共団体におけるオープンデータの推進（P49）

地方公共団体は、「オープンデータ基本指針」及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータを積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や構築を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。また、各府省は自府省に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。

これにより、オープンデータを活用した地方発のベンチャー企業の創出等を促進する。

KPI：地方公共団体におけるオープンデータ取組率（2020年度までに100%）